

物理探査学会会計処理規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第8章会計ならびに物理探査学会規則第8章に基づき会計処理に関する基本を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規則は、当学会の会計業務の全てについて適用する。

(会計の原則)

第3条 当学会の会計は、法令、定款及び本規則の定めによるほか、該当する基準等に準拠して処理されなければならない。

(会計年度)

第4条 当学会の会計年度は、定款第3条の定める事業年度にしたがい、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計単位)

第5条 当学会の会計は、本部及び支部を一括した統一会計とする。

(会計責任者)

第6条 会計責任者は、常務理事とする。

2 会計責任者は、財政担当理事あるいは財政部会長を会計責任者に指名することができる。

(帳簿書類の保存・処分)

第7条 会計に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は会計処理規程で定める。

(会計処理規程及び運用)

第8条 この規則の実施に関しては、特に定めるものを除き、別に定める会計処理規程による。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

平成 18 年 5 月 9 日 施行

平成 19 年 5 月 29 日 改訂

平成 24 年 10 月 10 日 改訂

平成 26 年 1 月 22 日 改訂